

# 道の「指針強化」でストップを！

ルポライター  
**滝川康治**

# 相次ぐ不透明な計画に 住民たちの不安が噴出

つた。処分場の目と鼻の先で暮らす酪農家の小坂美恵子さんは、「あの臭いは半端なものじゃないよ。夕方、牛舎で作業中に頭がクラクラきて、そのまま倒れるかと思った」と、当時の悪臭のひどさに怒りをぶちまける。隣の金子智恵子さんは、産廃の浸出液が雪解け水と一緒に地下に浸透したり、ドラム缶が山林に放置された光景を目撃したこともあった。処分場は現在、凹地を埋め立てて造成する「安定型」のものが一ヵ所、地面を掘削してピットを造り避水シートなどで覆う「管理型」のものが三ヵ所（うち二ヵ所は埋め立て完了）ある。

汚水の不法投棄事件が発覚した翌年、付近の七自治会による早来町南部地区環境問題対策協議会（佐々木敏男会長・六百三十五人）が結成され、「道外産廃の搬入反対」を掲げる一方で、処分場の監視活動に乗り出した。 「深夜二～三時まで話し合ひなど、私たちも勉強してきめ細かくやつてきた。町は逃げようとしたが、公害防止協定を結んで、年一二回、会社側と定期協議を開くようになった」と、同協議会事務局長の大嶋一紀さんが振り返る。今まで年に「早来丸」へ初の立ち入り調査

## 住民の力で公害を監視

廃棄物の専用運搬船「早来丸」(二〇〇トン)が川崎—苫小牧間を運航している。八八年夏、函館で同船の進水式が行なわれた際 同社は六百三十万円を町に寄付し、小中学生約三百七十一人を一泊二日の旅行に招待した。教育委員会は「校外授業」と称して進水式

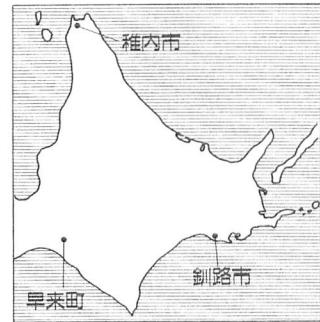
の見学を実施したが、「丸抱えの旅行は町と企業の癒着だ」と、父母や教組の批判を浴びたこともあった。  
九〇年春には、大雨で処分場のピットからあふれた汚水を山林に捨てていた事件が、付近の自治会の立ち入り調査で判明し、道は早稲工営を二十日間の営業停止処分にした。  
ずさんな処分に対しても住民たちは被害を訴えたが、同社を誘致した道や町の対応は鈍かつたようだ。

**害を監視** を実施し、積載された焼却灰の分析を行なう計画もあり、ピットの増設反対の線は崩していない。

「地元自治体の対応だけでは無理があり、道や保健所がきちんとしないと根本的な解決にならない。処分事業そのものを第三セクターにしないと駄目なものではないか」（大鷗さん）

四年前に石狩町内に同社の処理工場が稼働し、廃棄物を焼却・減容して搬入するようにしたり、住民運動や行政指導が強まつたこともあり、一時期に比べると悪臭被害などは減ったようだ。

道内各地で廃棄物処分場の建設をめぐる不透明な計画が相次ぎ、「本州方面からのゴミ持ち込みにつながる」と住民運動が起きている。廃棄物の広域移動を容認する法の不備に抗して、道は「指導指針」の強化で域内処理の原則を確立すべきだ。



# 早来／産廃を誘致した行政

一五八  
ハ  
ある

ほど行った同町新栄の農村地帯。JR  
室蘭本線や国道2・3・4号線にはほど近い  
場所に、神奈川県内に本社がある産業  
廃棄物処理業・三友プラントサービス  
(小松和史社長・資本金一億五千万円)

ここには、道内で発生した汚泥やコンクリート塊、建築廃材などのほかに、横浜市内などにある同社工場で処理された廃棄物が持ち込まれる。一時期は道外からの搬入が年間三万トンを超えた。

棄物を処理する網走管内留辺蘂町の野村興産イトムカ鉱業所の二ヵ所だけ。早来工営のたどった軌跡を振り返ることは、越境搬入をめぐる貴重な判断材料を提供してくれる。

ほど行った同町新栄の農村地帯。JR  
室蘭本線や国道2・3・4号線にほど近い  
場所に、神奈川県内に本社がある産業  
廃棄物処理業・三友プラントサービス  
(小松和史社長・資本金一億五千万円)  
の子会社・早来工営が十年ほど前から  
操業している最終処分場(敷地面積四

ここには、道内で発生した汚泥や、  
コンクリート塊、建築廃材などのほかに、  
横浜市内などにある同社工場で処理さ  
れた廃棄物が持ち込まれる。一時期は  
道外からの搬入が年間三万トンを超え  
たが、焼却灰をセメント材料に利用で  
きるようになつたため、「現在の搬入

棄物を処理する網走管内留萌町の野村興産イトムカ鉱業所の二ヵ所だけ。早来工営のたどった軌跡を振り返ることは、越境搬入をめぐる貴重な判断材料を提供してくれる。

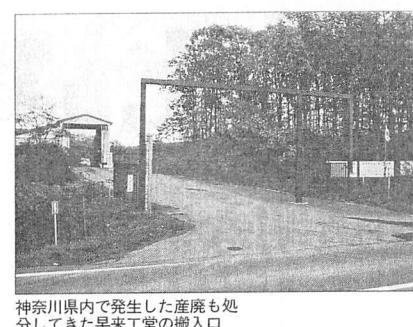


危機感を募らせた住民たちは「北海道ゴミ問題ネットワーク」を結成した（9月中旬、釧路市内で）

協議会の内部には会社側の対応を評価する声もあるが、公害に悩んだ付近住民の間には不信感が根強く残る。

道は九二年九月、道外からの廃棄物搬入を認めない方針を盛った「指導指針」を施行した。小松会長は、「指針を順守する姿勢で搬入量を減らしてきた。いずれゼロにしたい」と話すが、道外産廃の処理費の方が高いこともあり、即座に搬入中止に踏み切れないようだ。

一方、道側は企業誘致をした経緯があるためか、「例外的に認めているケースで、搬入量を減らすよう会社側にも考へてもらわなければ」(環境整備課)と、歯切れが悪い。



神奈川県内で発生した産廃も処分してきた早来工営の搬入口

つてしまふ。釧路市周辺の産廃処分場には十分な容量があり、なおかつ搬入すると言うのならば、どこから持ち込むというんだろうか」

と、地元の二十六町内会の代表で構成する「武佐産業廃棄物最終処分場対策委員会」の對馬勝彦会長は、強い口調で計画に疑問をぶつける。

予定地周辺は、半径五百メートル以内に約千世帯が暮らし、市立星園高校も隣接する住宅・文教地区であり、早来町のような農村地帯とは全く違う立地条件だ。住民たちに不安が広がり、報道後まもなく、保健所や市の担当者による住民説明会が開かれた。

保健所側は①半径五百メートル以内に住宅、文教施設、病院がない②地域住民の合意を得る③関係市町村と公害防止協定を結ぶ――などを盛った道の「指針」を説明したが、住民側からは疑問や不安の声が続出した。ある出席者は、「道側の話は後ろ向きで意気をそがれ、その後もずっと不満が残った」と、当時を振り返る。

現行の廃棄物処理法は、廃棄物の広域処理を認めているうえ、道の「指針」のような規定もない。そのため道は、

最近、道内各地で「ゴミの越境搬入をめぐる話題が後を絶たない。」持ち込まれた側の人たちが訴える。

「初めから道外の産廃を持つてくると

いう会社はない。早来も最初は、「固形燃料を作り、沢に埋めて覆土する」という話だった。道が腹を決めて拒否し

ないと駄目なんです」(小坂さん)

「一回きたら話が変わってしまって反対するのは難しいので、最初から持ち込まさせないこと。産廃について、住民は法で守つてもらえないことを知るべきことは多いはずだ。

こうした声から行政や道民が学ぶべきことは多いはずだ。

このことは多いはずだ。

道は九月中旬、住民の同意を得られていることなどを理由に設置の「不許可」を決定。業者側は十月上旬、堀達也知事を相手取つて、この不許可処分の取り消しを求める行政訴訟を札幌地裁に起こしており、産廃処分場問題は法廷で争われることになった。

道は九月中旬、住民の同意を得られていることなどを理由に設置の「不許可」を決定。業者側は十月上旬、堀達也知事を相手取つて、この不許可処

踏み切つた。

道は九月中旬、住民の同意を得られていることなどを理由に設置の「不許可」を決定。業者側は十月上旬、堀達也知事を相手取つて、この不許可処

踏み切つた。



うず高く積まれた産廃の山(93年春、早来工営の処分場)

**釧路／道の及び腰で曲折も**

愛知県瀬戸市の有限会社・愛康産業(川村康博社長)が釧路市武佐の住宅密集地に近い民有地に産廃処分場の設置計画を進めていたことが明らかになつたのは、昨年七月のことだつた。周辺住民は建設に強く反対し、釧路市議会も反対決議を採択するなかで、今年六月には業者側が設置許可の本申請に踏み切つた。

道は九月中旬、住民の同意を得られていることなどを理由に設置の「不許可」を決定。業者側は十月上旬、堀達也知事を相手取つて、この不許可処分の取り消しを求める行政訴訟を札幌地裁に起こしており、産廃処分場問題は法廷で争われることになった。

話の発端は、ばん馬育成業を営む処分場予定地の地権者が三年ほど前、馬の取引を通じて、のちに同社の現地担当者となる道東在住の男性と知り合つたところにさかのぼる。

現場は沢地になつており、釧路湿原の東端部に隣接した土地。宅地や太平洋岸鉱のズリ捨て場などが押し寄せ、洋風の建物が立ち並んでいた。

市議の名前が登場した。町内会役員として反対運動の先頭にも立ってきた常丸晃一市議が昨年十月、別の用事で訪れた名古屋で業者四人と会い、業者側に五項目の要望を示した、とある。地元業者の雇用や工期の短縮などがその中身なのだが、「次期市長選に立候補したいので一億円を出してほしい」といふ要望も載つていて。

常丸市議の話によると、当時は道から悲観的な話ばかり聞かれるし、業者側は処分場の図面も公表せず、困り果て条件闘争に傾いていたようだ。

そこで、独断で業者と会うことにしたのだが、結果的には酒食の場での会話を攻撃材料に利用された。

「あの人人が市長選に出ると思つて



予定地。すぐ隣に住宅や学校が迫る

曲折はあったが、道が「正面から法廷でがっちり争う」(環境整備課)と腹を固めたこともあります。住民運動も息を吹き返した。

對馬会長は、「釧路が負けて道の方針が骨抜きになれば、全道に波及してしまう。他地域とも連携をとつて、道をバックアップしたい」と力を込める。地元町内会五千戸を対象にした署名運動も始まつた。市側も、議会の決議もあり、住民と一緒にになって道を支持して反対の立場を貫きたい(米田忠幸環境部長)と、足並みをそろえた。地権者側は、「自分の生きている限り、内地からの産廃の持ち込みは絶対させない」と、足並みをそろえた。地権者と会つたことは軽率のそりを免れない。本人も「反省を込めて、根性をかけて反対運動をやる」と話す。この種の立地話によくある運動のイメージダウンを狙つた業者の作戦にまんまと乗せられたわけで、多くの人が教訓をすべき出来事でもつた。

本州などからの産廃持ち込みにつながる元新聞の報道で計画を知つた住民たちは、反対運動に立ち上がつた。

「業者側は『安定品目を処分する』と言つて、こうした計画を許可すると本州などからの産廃持ち込みにつながる」という話や、時期からみて釧路の処分場建設のために設立した会社といえる。番号が載つてない。電話が引かれてないようだ。(住民や行政担当者の話と社との間で土地の賃貸契約を結んだ。) 昨年三月、産廃の処理業を目的として愛康産業が設立された。地権者は同埋めてやるよ」となつた。最初は愛知県の業者の話はなかつた。

昨年三月、産廃の処理業を目的として愛康産業が設立された。地権者は同埋めてやるよ」となつた。最初は愛知県の業者の話はなかつた。

畜産業の経営環境がきびしくなつてきたりもあり、地権者は自分で沢を埋め立てて土地を整備しようと思つていいた、という。その男性に話すと、「俺が

## 稚内／農場経営が隠れ衰?

札幌市内の有限会社・しりべし工業(清水信一社長・砂利採取業)が稚内市上芦原地区の民有地に、首都圏で発

生した一般廃棄物の焼却灰を埋め立てる計画(本誌95年5月号拙稿「酪農郷に波紋を広げる都会のゴミ処分場騒動」)

の行方は混沌としているが、素性の確かでない業者との攻防がつづく。

参照は、九月中旬、同社が今後の計画をまとめた文書を稚内市や住民、グループに郵送したものの、地元側の反対姿勢は全く変わっていない。

この計画は、同地区の農地などに当初十ヘクタール、最終的には五十七ヘクタールにおよぶ処分場を造成して、稚内港に陸揚げした焼却灰で埋め立てる——というものだが、敦賀一夫市長は、予定地が水源ダムに隣接していることに加え、焼却灰に含まれるダイオキシンや重金属への不安、酪農・観光のイメージダウンなどを理由に、貫して拒否の姿勢を示しており、市の広報紙にも関連記事がよく掲載される。ほとんどどの市民が処分場建設を快く思っていないが、業者側は今年五月にボーリング調査を実施するなど、立地の糸口を見いだそうと躍起だ。郵送された文書では、焼却灰の埋め立て後は農地に造成して、農業法人による経営を行なう、としており、周辺一帯の用地を取得するために年内にも地権者との接触を始めるところである。施設設計図などは十二月以降に開示するという。

「この文書は何回読んでも理解できぬ。農場経営が隠れ蓑になれば、と思

つて書いたんだろう。遊休地を所有している農家に高額の買収話を持ちかけると危険なので、監視を強めたい」

と、沿川地区処分場建設設計図に反対する会の生田日幸男会長（市議・酪農業）が、あきれた顔で語る。

市は処分場建設に関する一切の事前協議をはねかける方針で、「人さまの廃棄物は受け付けません」という姿勢です。しりべし工業は、二年前に事情聴取に呼んだときにきただけで、あとは一切来ない。あの社長は道

の指針など構いなしで、自分勝手な業者が、あきれた顔で語る。

同社には廃棄物処理業の資格がない、現在の事務所は清水社長の自宅というのが実態であり、どうみても単独で構想を実現できそくはない。道の指針は、道外からの一般廃棄物の持ち込みを認めない旨を定めており、業者側にとつてハードルは高い。事が簡単に運ばないことだけは確かである。

道の指針はまだ住民の側に立ったものではない。不法な業者ならば罰則を課すようにすべき（早来の酪農家）「現場をきちんと視察しないで動くから住民が苦しむことになる。答がでら」住民が苦しむことになる。答がでらは、焼却灰の埋め立て後は農地に造成して、農業法人による経営を行なう、としており、周辺一帯の用地を取得するために年内にも地権者との接触を始めるところである。施設設計図などは十二月以降に開示するといふ。この文書は何回読んでも理解できぬ。農場経営が隠れ蓑になれば、と思つておこう。

## しつかりせい！ 環境行政

「道の指針はまだ住民の側に立つたものではない。不法な業者ならば罰則を

課すようにすべき（早来の酪農家）

「現場をきちんと視察しないで動くから住民が苦しむことになる。答がでら」

それだけに道が、国の廃棄物政策に

運動を統けてきた扇子幸一さん（広島町在住・大谷短大助教授）は、「札幌市からの廃棄物の越境投棄に反対

対する注文や、一部の悪質な業者の監視を怠れば、苦しむのは住民であることは明らかだ。

（①道の環境基本条例と管理計画のな

かに「指針」の精神を盛り込む

（②道内外地域七十二市町村に限定されている「指針」の適用範囲を、全道

のものにする

（③最終計画を提出しない場合は増設

を認めた。最終計画の規模に応じて協定やアセスメントを義務づける

（④稼働中の処理・処分場の指導強化などを進めるよう道に提言する。

道は現在、ゴミの越境投棄を容認してザル法と化した廃棄物処理法について、都道府県の意向を反映する形に

するよう厚生省に申し入れるなど、遅ればせながら国に対する働きかけを始めた